

# 弁護士会館竣工 10 年目 定期大規模改修計画について



霞が関の弁護士会館は、1995年6月30日の竣工以来、今年で10年目を迎えますが、この間、東京三弁護士会と日弁連並びに関連諸団体の活動の本拠として大いに利用され、当初の建設目的を十二分に果たしてきたと思います。

ところで、会館建設計画及び建設工事の期間中より、当会館の長期的な維持・管理につき、建設実行委員会と設計会社並びに施工業者、管理業者との間で綿密な検討が行なわれた結果、日常的なメンテナンスを超える長期的な会館利用の観点に立った大規模な修繕は、概ね10年ごとに実施することが必要とされたものの、具体的な修繕工事の内容については、実際の会館使用のあり方や、日常的なメンテナンスと点検作業をふまえて竣工10年目を目処に検討し実施すべきものとして、将来の課題とされてきました。

四会の会館運営委員会では、以上の経過をふまえ、2003年中より当会館の10年目大改修計画案の検討を開始し、会館の現況の把握、問題点の洗い出し、必要とされる工事の取捨選択等の作業を行ない、「当会館の現存する問題点を改善し、その機能を維持しつつ、現段階で是非とも必要と考えられる改良を行なうこと」を旨として改修計画案を策定し、昨年末、四弁護士会に提案するに至りました。



当会では、これを受けて、現在、会館委員会においてその内容を検討しており、本年3月末に会館運営委員会に対し意見を回答する予定です。

ここで、改修計画案の内容を逐一ご紹介することはできませんので、詳細をお知りになりたい方は、事務局

(会員課)までご照会ください。

なお、改修点の取捨選択作業は、当会館の建設工事業者であった大成建設株式会社、機械設備工事業者であった新菱冷熱工業株式会社、電気設備工事業者であった株式会社きんでん及び会館竣工以来管理業務に従事している大成サー



ビス株式会社のそれぞれに依頼して行ないました。施工については、既存建物の改修であること等を考慮し、今次の改修については上記3業者に依頼する予定です。ただし、工事の要否の判断と工事価格の適正性を担保する方法として、当会館建築の際に設計と価格査定及び施工監理を行なっていただいた佐藤総合計画株式会社に意見を求めることになっております。

現在のところ、会館運営委員会が実施を計画している改修をすべて行なう場合、各会の負担額は、日弁連約3億円、東弁約4億円、一弁約2億円、二弁約1億9000万円と試算されています。

なお、エレベーターについては、会館竣工後間もない時期より、ソフトウェアの変更や設備の小規模な改修を実施してきておりますところ、その方法では限界が来ており、抜本的改修を要するとの意見もありますが、昨年、総合法律支援法が制定され、法律扶助協会が現に使用している3階と14階の利用方法が大幅に変化する可能性がありますので、その段階における会館の利用状況をふまえて、あらためて大改修の要否を判断することになっております。

(四会会館運営委員会・東弁会館委員会委員  
武内 更一)